

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年5月28日

新潟市長 中原 八一

## 1 入札に付する事項

(1) 件名	新潟市南区役所庁舎ビル管理業務委託
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市南区役所地域総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年6月12日 14時15分 新潟市南区役所 403会議室
(5) 履行期間・履行場所	令和7年7月1日から令和10年6月30日まで 新潟市南区役所（新潟市南区白根1235番地）
(6) 入札方式	契約方式は、総価での入札とします。 この契約は長期継続契約となります。初年度分の金額での入札とし、翌年度以降、予算の減額により契約の変更又は解除を行う可能性があります。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。

(12) 予定価格	事後公表します。
(13) 最低制限価格	設けません。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、費用、履行体制などについて調査する場合があります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とする場合があります。

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本社(店)があり、かつ、本市の競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

## 3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書(別記様式第2号) 2部
- (2) 提出先 新潟市南区役所地域総務課  
〒950-1292 新潟市南区白根1235番地  
新潟市南区役所3階  
電話 025-372-6440  
ファクス 025-373-3933
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和7年6月10日 午後5時
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

## 4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和7年6月5日 午後5時

- (3) 提出先 3 (2) に同じ
- (4) 提出方法 ファックスのみとします。
- (5) 回答日 令和7年6月9日まで
- (6) 回答方法 個別にファックスにて回答するほか、ホームページに掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。  
質疑書には件名を記入してください。また、返信用ファックス番号を必ず記入してください。

## 5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

## 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別紙

質 疑 書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)

(担当者 )  
(ファクス )

- 1 番 号 新潟市公告第269号
- 2 件 名 新潟市南区役所庁舎ビル管理業務委託

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話 )

(ファクス )

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和7年5月28日
番号	新潟市公告第269号
件名	新潟市南区役所庁舎ビル管理業務委託

# 新潟市南区役所庁舎ビル管理業務委託仕様書

**ビル管理業務**（環境衛生管理業務、貯水槽及び高架水槽清掃業務、排水管洗浄業務、害虫駆除業務、煤煙測定業務）

○履行場所 新潟市南区白根1235番地  
新潟市南区役所

○委託期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

業務にかかる新潟市（以下「甲」という。）に対する受託者（以下「乙」という。）の業務内容は次のとおりとする。

## 1 建築物環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により建築物環境衛生管理技術者を選任し、庁舎の空気環境調整のための測定指導業務を行うものとする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者を定め氏名、住所及び免許番号を、甲に届け出する。
- (2) 空気環境調整のための測定
  - ア 一酸化炭素、二酸化炭素、温湿度、気流、粉塵の測定
  - イ 測定は2ヶ月以内毎に1回、定期に実施する。
  - ウ 測定点は500㎡～1,000㎡につき1点とし、1日2回をもって1クールとする。
  - エ 測定個所は、法の基準に定められた他、入場者多数箇所で行い、その他必要により参考測定を行う。
- (3) 測定又は検査後の結果の評価  
測定後の結果を甲に報告し、維持管理が管理基準に従って行われるようにするため必要があると認めるときは意見を述べるものとする。
- (4) 下記事項は甲の負担とする。
  - ア 消耗品費
  - イ 関係官庁届け出事務手続き
- (5) その他、甲と乙が相互の協議の上決定する業務

## 2 貯水槽及び高架水槽等清掃業務

庁舎の飲料水用給水施設の維持管理及び環境衛生管理が、常に良好な状態に保たれるよう適宜技術者を派遣して、新潟県の維持管理指導要領及び関係法令に基づいて、おおむね次の業務を実施し、年1回以上関係部分の清掃等を行うものとする。

- (1) 揚水ポンプ等の残水排水
- (2) 内部、パイプ周囲の清掃及び清掃後の排水
- (3) 槽内消毒後、構内再水洗い処理及び残水排水
- (4) 槽内再消毒
- (5) 水張、満水後残留塩素の測定
- (6) 機器の調整
- (7) 貯水槽周辺の清掃、異物侵入の防止処置、点検
- (8) 作業完了報告（写真添付）の作成提出
- (9) クーリングタワー槽洗浄（配管洗浄含む）並びにレジオネラ属菌検査及び薬剤滅菌
- (10) その他、この施設の維持管理に必要な措置

## 3 排水管洗浄業務

定期的に洗浄及び保守点検を行う。

- (1) 定期洗浄保守点検
  - ・点検保守回数 年間2回 6ヶ月毎
  - ・作業内容
    - ①男子小便器 薬剤による尿石除去  
薬剤による除去が不十分な場合に限り取り外し、分解洗浄とする、こ

の際の修繕料は別途請求とする

②一般排水口 高圧洗浄ノズルによる洗浄

③排水管出口 1階排水管屋外出口からの高圧洗浄

④排水設備点検 漏水、不備箇所の確認及び小破修繕（大規模なものは別途協議により修繕を行う、この際の修繕料は別途請求とする）

・報告 各作業の終了後、報告書（写真添付）を提出すること。

(2) 対象設備別紙衛生設備点検一覧表のとおり

#### 4 害虫駆除業務

ネズミ、昆虫等については、適切な方法により発生及び侵入の防止並びに駆除を行う。

法に基づいて、建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、常時安全にして衛生的、且つ良好な環境を保持するため、次の業務を実施する。

(1) 年2回の定期駆除

(2) 点検巡回捕殺

(3) 防除作業終了後、すみやかに作業完了報告書の提出

#### 5 煤煙測定業務

大気汚染防止法に基づく煤煙測定業務を行う。

煤煙量及び煤煙量濃度を測定し、測定結果を保存するため次の業務を実施する。

測定業務	測定回数	記録の保存
ばいじん	2回	3年間
窒素酸化物	2回	3年間
硫黄酸化物	2回	3年間

衛生設備点検一覧表

場 所		1 F	2 F	3 F	4 F	5 F	計
男子トイレ	壁掛小便器	1	3	3	3	1	11
	大便器	1 内洋 1	2 内洋 2	2 内洋 2	2 内洋 1	1	8
	手洗い	1	2	2	2	2	9
女子トイレ	大便器	1 内洋 1	2 内洋 2	2 内洋 2	2 内洋 1	1	8
	手洗い	1	2	2	2	1	8
身障者トイレ	大便器	洋1					1
	手洗い	1					1
踊り場	モップ洗い	1	1	1	1	1	5
湯沸し場	流し排水	1	2	2	2		7
ボイラー室	手洗い	1					1
合 計	壁掛小便器 11個 壁掛小便器以外の排水口 48個 計 59個						